

令和4年度の税制改正大綱のポイント

佐藤 充孝 (さとう みちたか)

佐藤充孝税理士事務所
税理士



2022年度は、鳥居由葵税理士に代わり、佐藤充孝税理士に執筆していただきます。

岸田政権で初となる税制改正大綱が昨年末発表されました。「令和4年度の税制改正大綱」では、「成長と分配の好循環の実現」と「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」が大きなテーマとして掲げられています。岸田首相が何度も発言していた賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が強化されました。また、オープンイノベーション促進税制の拡充も行われます。加えて、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等の見直しも行われます。その他にもいくつか重要な改正が行われています。今回は、法人に影響がある項目を中心にご紹介いたします。

〔質問1〕

賃上げに伴う税制措置について拡充されると聞きました。内容を教えてください。

〔回答〕

令和3年度改正において、賃上げに伴う税制措置について改正されましたが、令和4年度においても、税額控除率を拡充するなど大幅に見直されます。大企業向け、中小企業向けそれぞれ改正されましたのでご紹介します。

(1) 大企業向け

青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給

する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の15%の税額控除ができる制度となります。この場合において、次の①②の控除率を上乗せする措置が拡充され、控除率が最大30%となります。①のみを満たす場合の控除率は、15%に10%を上乗せした25%、②のみを満たす場合は、15%に5%を上乗せした20%となります。①②のいずれも満たす場合は15%に10%と5%を上乗せした30%の控除率となります。ただし、税額控除額は、当期の所得に対する法人税額の20%相当額を上限とします。

① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給

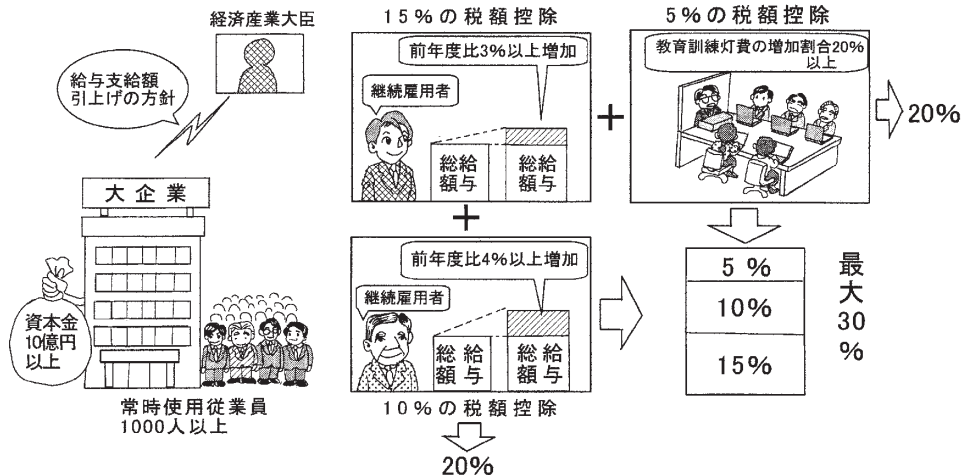
適用要件および税額控除率（大企業）

| | 要 件 | 税額控除率* |
|-----|---|--------|
| 基 本 | $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$ | 15% |
| 上乗せ | $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$ | 基本+10% |
| | $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 20\%$ | 基本+5% |

↓
控除率の最大は合計で30%

※控除率を乗ずる対象は「雇用者全体の給与総額の対前年度増加額」

- 1 継続雇用者とは当期及び前期の全期間で給与等の支給がある者。
- 2 税額控除額は、法人税額の20%相当額を上限とする。
- 3 設立事業年度は対象外。
- 4 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用従業員数が1,000人以上である場合は、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を、インターネットを利用する方法により公表し、これを経済産業大臣に届けていること。
- 5 確定申告書に教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）が必要。



与等支給額に対する増加割合が4%以上であるとき→税額控除率に10%を加算

- ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるとき→税額控除率に5%を加算

(2) 中小企業者等向け

今回の改正では、制度の枠組みを維持しつつ、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限が1年延長されました（所得税についても同様とします）。

控除率の上乗せなしのケースは、現行から変更がなく、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等

支給額に対する増加割合が1.5%以上の場合は、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の15%の税額控除ができます。この場合において、次の①②の控除率を上乗せする措置が拡充され、控除率が最大40%となります。①のみを満たす場合の控除率は、基本の15%に15%を上乗せした30%、②のみを満たす場合は、15%に10%を上乗せした25%となります。①②のいずれも満たす場合は15%に15%と10%を上乗せした40%の控除率となります。ただし、税額控除額は、当期の所得に対する法人税額の20%相当額を上限とします。

今回の改正は、令和4年4月1日から令和6年

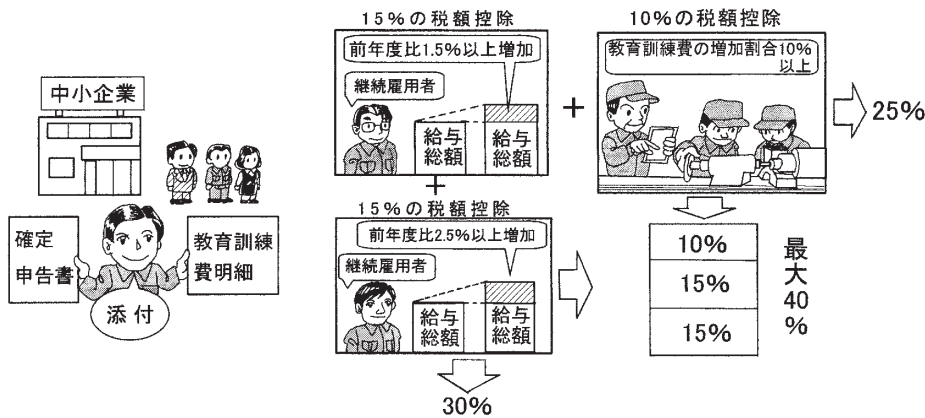
適用要件及び税額控除率（中小企業等）

| | 適用要件 | 税額控除率* |
|-------|---|---------------------|
| 基本 | $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$ | 控除対象雇用者給与等支給増加額の15% |
| 上乗せ措置 | $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$ | 基本 + 15% |
| | $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 10\%$ | 基本 + 10% |

↓
控除率の最大は40%

※控除率を乗ずる対象は「雇用者全体の給与総額の対前年度増加額」

- 1 税額控除額は、法人税額の20%相当額を上限とする。
- 2 確定申告書に教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）が必要。



3月31日までの間に開始する各事業年度について適用されます。適用年度に注意が必要です。

- ① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が、2.5%以上である場合→税額控除率に15%を加算
- ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合→税額控除率に10%を加算

〔質問2〕

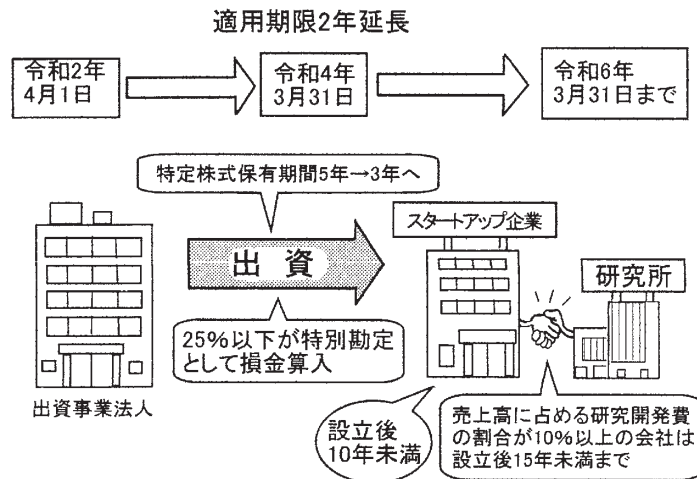
オープンイノベーション促進税制が拡充されると聞きました。内容を教えてください。

〔回答〕

令和2年度税制改正で創設されたオープンイノベーション促進税制ですが、スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーション

を更に促進するための措置が講じられました。

まず、オープンイノベーション促進税制の概要です。青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うものが、特定株式を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入することができるというものです。この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入します。ただし、その特定株式の取得から特定期間を経過した場合は、この限りではありません。株式取得日から特定期間を経過した日より後に特別勘定の取崩しがあったとしても、その取り崩した金額は益金に算入されません。



改正前は、出資先企業が設立後10年未満の一定の会社に限定されていますが、令和4年度税制改正により、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の会社にあつては、設立の日以後の期間を15年未満とされました。また、対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を特定株式の取得の日から3年（現行：5年）とし、期間が短縮されました。

適用期限も改正され、令和6年3月31日までの出資・払込に適用されるように2年延長されます。

〔質問3〕

少額の減価償却資産や一括償却資産の損金算入制度の見直しについて教えてください。

〔回答〕

減価償却資産を取得した法人は、定められた償却方法に基づいて計算した減価償却費を毎期継続して損金に算入しますが、少額のものについては以下の3つの制度が設けられています。

① 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

その使用可能期間が1年未満のもの又はその取得価額が10万円未満のものについて、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

② 一括償却資産の3年償却

取得した減価償却資産で取得価額が20万円未満

のものについて、その資産を事業の用に供した事業年度を含めて3年間で損金経理により損金の額に算入できます。

③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（2年間延長）

青色申告法人で中小企業者等が取得価額30万円未満のものを取得し事業の用に供した場合は、1事業年度あたり300万円を限度として取得価額の全額を損金算入できます。

令和4年度税制改正大綱によると、これら3つの制度について、対象資産から貸付の用に供した減価償却資産が対象外となり、通常減価償却により損金算入することとなります。

ただし、リース業など、主要な事業として少額資産の貸付けを行っている場合には、今回の改正の対象外となり、従来通り取得価額を損金算入することができます。

この改正は、利益を圧縮する目的で自らが行う事業で使用しない少額のドローンや工事現場の足場材料を大量に購入して損金算入し、その後レンタルするという節税スキームが見受けられることから導入されたと言われています。

〔質問4〕

交際費等の損金不算入制度には改正がありましたか。

〔回答〕

交際費等の損金不算入制度については、その適

用期限を2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

〔質問5〕

令和4年1月1日以降の電子データで受け取った請求書や領収書などはデータのまま保存しなければならないと聞いていましたが、まだ社内体制が整わない状況です。どのように対応したら良いでしょうか。

〔回答〕

令和4年1月1日以降に電子データで受け取った請求書等はデータのままでの保存が求められていましたが、期限付きで従来と同様に電子データを紙に出力して保存することができる措置がとられました。

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に個人事業主・法人が行う電子取引については、以下のいずれの要件も満たす場合には、電子帳簿保存法の保存要件にかかわらず、紙での保存ができることとなりました。なお、所轄の税務署長等への届出等の手続きは必要ありません。

既に体制が整いデータ保存を実施している企業も多いかと思いますが、対応が追い付かず、ほっとしている企業もあるかもしれません。しかし、令和6年1月1日までは準備を終え電磁的記録

の保存をする必要があります。それまでには、消費税のインボイス制度も開始されます。今のうちから対応に向けて早期着手をしていくことが望まれます。

- ① 保存要件に従って保存をすることができなかったことについて税務署長がやむを得ない事情^{*}があると認めたこと
- ② 保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合

※「やむを得ない事情」とは電子帳簿保存法取扱通達7-10によると「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であること」とされています。

参 照

財務省 令和4年度税制改正大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf

経済産業省 「中小企業向け賃上げ促進税制」パンフレット（暫定版）

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/pamphlet.pdf>

